

## 冬のいまがカエドキキャンペーン規約

この取扱いは、東北電力フロンティア株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する「冬のいまがカエドキキャンペーン」（以下「本キャンペーン」といいます。）にもとづき、対象契約種別の新規ご加入による料金割引に係る取扱いを定めたものです。

### 1 対象のお客さま

この取扱いは、本キャンペーン期間中に個別約款「スマートでんき」、個別約款「水のチカラ～あきた e でんき～」、個別約款「水のチカラ～いわて e でんき～」または個別約款「水のチカラ～やまがた e でんき～」（以下「対象個別約款」といいます。）の適用を新たにお申込みされたお客さまに適用いたします。

ただし、次の場合には、本キャンペーンの対象外となります。

- ・ 対象の需要場所において、既に当社と需給契約を締結している場合  
※契約種別変更により、対象個別約款の適用を新たにお申込みされた場合は、本キャンペーンの対象外となります。
- ・ 2025年2月28日までに対象個別約款による電気の供給を開始されない場合

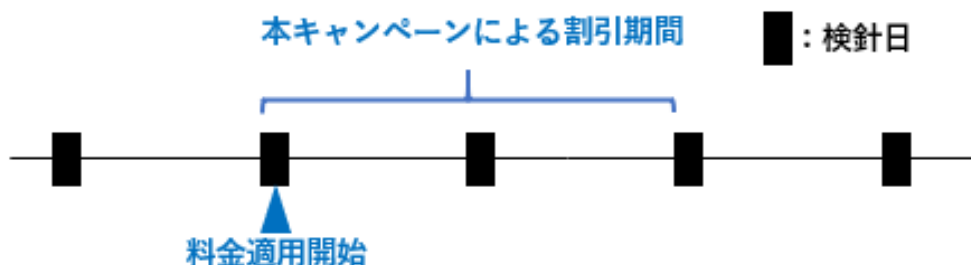
### 2 本キャンペーン期間

本キャンペーンの対象期間は、2024年10月28日から2024年12月26日までといたします。

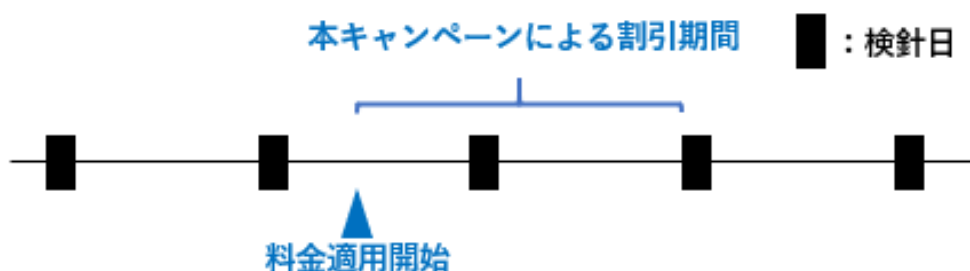
### 3 料金の適用期間

料金の適用期間は、対象個別約款による料金適用開始の日から、料金適用開始の日の直後の検針日から起算して1か月後の検針日の前日までといたします。ただし、対象個別約款による契約が消滅した場合は、消滅日の前日までといたします。

○ 対象個別約款による料金適用開始の日が検針日と同一の場合



○ 対象個別約款による料金適用開始の日が検針日と同一でない場合



#### 4 料 金

(1) 3（料金の適用期間）に定める適用期間における対象個別約款の各月の料金は、対象個別約款によって料金として算定された金額（以下「割引前料金」といいます。）から(2)のキャンペーン割引額を差し引いたものといたします。

ただし、次の場合の各月の料金は、割引前料金から各月の個別約款「Aターン応援割」、個別約款「いわて応援特典」および個別約款「やまがた移住・子育て割」によって算定された割引額と(2)のキャンペーン割引額の合計（以下「合計割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

- ・ 個別約款「水のチカラ～あきた e でんき～」と個別約款「Aターン応援割」をあわせて契約する場合
- ・ 個別約款「水のチカラ～いわて e でんき～」と個別約款「いわて応援特典」をあわせて契約する場合
- ・ 個別約款「水のチカラ～やまがた e でんき～」と個別約款「やまがた移住・子育て割」をあわせて契約する場合

なお、各月の合計割引額がその1月の割引前料金を上回る場合には、各月の合計割引額は、その1月の割引前料金にとどめます。

- (2) 各月のキャンペーン割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。

$$\text{キャンペーン割引額} = \frac{\text{対象個別約款によって算定された}}{\text{基本料金+電力量料金}} \times 15\%$$

なお、キャンペーン割引額の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第一位で切り捨てます。

## 5 その他

その他の事項については、基本約款および個別約款によるものといたします。

以 上

2024年10月28日 制定

2024年11月26日 改定